また、令和５年６月には、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定。以下「令和５年推進会議決定」という。）が決定された。令和５年推進会議決定においては、国における司令塔機能の強化を図ることとされ、同年10月からは、国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった。さらに、地方における途切れない支援の提供体制の強化を図ることとされ、ワンストップサービスの実現に向けた取組が開始された。このように、国と地方において、施策の立案と支援の提供の両面を統一的に推進する体制が整えられつつある。

今般、第４次基本計画の計画期間が令和８年３月末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会の実現を目指し、以上に述べたこれまでの取組を踏まえ、犯罪被害者等施策をより一層推進すべく、本計画を策定することとする。

Ⅰ　第５次基本計画の策定方針及び計画期間

１　第５次基本計画の策定方針

「第５次犯罪被害者等基本計画」（以下「第５次基本計画」という。）の策定に当たっては、令和６年７月から同年８月まで、犯罪被害者等やその支援に携わる者をはじめ、広く国民から第４次基本計画の見直しに関する意見・要望を募集するとともに、犯罪被害者団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から個別に意見・要望を聴取したところ、95名・60団体から合計で約400項目の意見・要望が寄せられた。そして、当該意見・要望を踏まえ、第５次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第４次基本計画に盛り込まれている施策の一層の充実も含め、第５次基本計画に盛り込むべき施策について議論を重ねた。

なお、第５次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法第２条第２項に規定する定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

２　計画期間

第５次基本計画に盛り込まれた施策については、その進捗状況、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間で適切に見直しを行う必要があることから、計画期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年とする。

Ⅱ　基本方針

第５次基本計画においても、第１次基本計画から第４次基本計画までと同様、基本法第３条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、次の４つの基本方針を定めることとする。

〔４つの基本方針〕

①　尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第３条第１項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え実施されなければならない。

②　個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第３条第２項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがあるこども等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③　途切れることなく行われること

基本法第３条第３項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④　国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第６条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

Ⅲ　重点課題及び具体的施策

重点課題第１　損害回復・経済的支援等への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場となった、加害者から逃れる必要があるなどの理由から住居を移す必要が生じることがあるほか、犯罪等による被害そのものによる影響、当該影響等についての雇用主の無理解、それらに起因する職場での孤立感等の理由から雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により生じた被害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）ものの、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないといった指摘や、加害者への賠償の請求等に当たって心理面を含む様々な負担もあるとの指摘が、犯罪被害者等からなされている。また、犯罪被害者等は、再び平穏な生活を営む（基本法第３条第３項）ために、金銭も含めた様々な早期の支援等が必要な状況にある。